

○富津市空家バンクリフォーム補助金交付要綱

令和2年8月5日告示第139号

富津市空家バンクリフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空家を有効活用し、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空家のリフォームを行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 富津市空家バンク実施要綱（令和元年富津市告示第10号）第3条の規定により空家バンクに登録された空家をいう。
- (2) リフォーム 住宅機能（居宅以外の工作物を含む。）の維持又は向上のために実施する改修、修繕、設備の更新、撤去等の工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空家を購入し、又は賃貸した者
- (2) 空家に係る売買契約日又は賃貸借契約日から起算して1年を経過しない者
- (3) 空家に係るリフォームが当該年度内に完了する者
- (4) 空家のリフォームに係る他の補助金の交付を受けていない者
- (5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (6) 本市に係る市税等の滞納がない者（同一の世帯に属する者も含む。）
- (7) 富津市暴力団排除条例（平成24年富津市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 屋根及び外壁並びに内装のリフォームに係る経費
- (2) 建具のリフォームに係る経費
- (3) 浴室、トイレ及び台所のリフォームに係る経費

- (4) 倉庫、車庫等のリフォームに係る経費
- (5) 門、塀等の外構のリフォームに係る経費
- (6) バリアフリーリフォームに係る経費
- (7) オール電化リフォームに係る経費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として適当と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 備品購入に係る経費
- (2) 併用住宅における個人住宅部分以外のリフォームに係る経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として適当でないと認める経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富津市空家バンクリフォーム補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本人であることが確認できる書類
- (2) 当該空家に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (3) 当該リフォームに係る見積書又はその写し
- (4) 当該リフォーム前の写真
- (5) 個人情報確認同意書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市空家バンクリフォーム補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第8条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更しようとするときは、富津市空家バンクリフォーム補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、富

津市空家バンクリフォーム補助金変更交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該リフォーム完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、富津市空家バンクリフォーム補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 当該リフォームに要した経費の内訳が確認できる書類
- （2） 当該リフォームに要した経費の領収書の写し
- （3） 当該リフォーム後の写真
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第10条 市長は、補助金の交付額を確定したときは、富津市空家バンクリフォーム補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた補助事業者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、富津市空家バンクリフォーム補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金交付の条件に違反したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に当該補助金を交付しているときは、交付決定者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、施行の日において第3条に規定する補助対象者が、購入し、又は賃貸した空家のリフォームを現に契約中である場合についても適用する。この場合において、第6条第3号中「見積書」とあるのは「請求書、領収書」と、第9条中「当該リフォーム完了の日」とあるのは「当該リフォーム完了の日（交付決定時に当該リフォームが完了している場合においては交付決定の日）」とする。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

富津市長

様

住所

氏名

印

連絡先

富津市空家バンクリフォーム補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

円

2 添付書類

- (1) 本人であることが確認できる書類
- (2) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (3) リフォームに係る見積書又はその写し
- (4) リフォーム前の写真
- (5) 個人情報確認同意書（別紙）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 これまでに、本補助金の交付を受けたことの有無

有 ・ 無 （どちらかを○で囲ってください。）

富津市空家バンクリフォーム補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり決定
(却下)したので通知します。

年 月 日

富津市長

印

記

1 通知内容 交付決定 ・ 却下

2 交付決定額 円

3 却下の場合の理由

年 月 日

富津市長

様

住所

氏名

印

連絡先

富津市空家バンクリフォーム補助金変更交付申請書

年 月 日付け富津市指令第 号により交付決定のあった補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額 円

2 変更前交付決定額 円

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 変更後のリフォームに係る見積書又はその写し
- (2) リフォーム前の写真（リフォーム箇所の変更等、必要な場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

富津市空家バンクリフォーム補助金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の変更交付について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

年 月 日

富津市長

印

記

- 1 通知内容 交付決定 ・ 却下
- 2 変更交付決定額 円
- 3 却下の場合の理由

年 月 日

富津市長 様

住所

氏名

印

連絡先

○ 富津市空家バンクリフォーム補助金実績報告書

年 月 日付け富津市指令第 号で交付決定のあった補助金の
実績について、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

○ 2 添付書類

- (1) リフォームに要した経費の内訳が確認できる書類
- (2) リフォームに要した経費の領収書の写し
- (3) リフォーム後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

富津市空家バンクリフォーム補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、下記のとおり
交付額を確定したので通知します。

年 月 日

富津市長

印

記

交付確定額

円

年 月 日

富津市長

様

住所

氏名

印

連絡先

富津市空家バンクリフォーム補助金交付請求書

年 月 日付け富津市達第 号により交付額の確定のあった補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額

円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店・支店
口座種別	普通	当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

